

雇用保険事務手続きの手引き

【令和8年8月版】

雇用保険適用事業所番号 《雇用保険の諸届出の際に必要な番号です》

				-								-	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---	--

労働保険番号 《労働保険の納付申告、諸届出の際に必要な番号です》

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号						枝 番 号			

～ ご不明な点は、ハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口にお尋ねください ～

《全国のハローワークの所在地案内》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



厚生労働省職業安定局雇用保険課
鹿児島労働局
ハローワーク(公共職業安定所)

はじめに

本冊子の目的は・・・

雇用保険制度は、事業主の行う届出、申告などを前提にして運営され、事業主の方は、新たに従業員を雇い入れたり、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書によってハローワーク(公共職業安定所)に届け出なければならないことになっています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は、事業主の方が行うこととされています。

したがって、雇用保険制度の具体的な手続などを事業主の皆様はじめ関係の方々に理解していただき、適正にお届けいただくことが、本制度の円滑な実施にとって必要であると考えています。

本冊子は、いろいろな届出手続を実務的にできるだけわかりやすくまとめたものです。手続の際に活用していただき皆様方のご理解の一助となることを願っております。

労働保険とは・・・

雇用保険と労災保険(労働者災害補償保険)を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は、保険者(政府)に保険料を納付する義務を負い、被保険者(労働者)は、保険事故(失業、業務災害、通勤災害)が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険の手続・・・事業所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)

労災保険の手続・・・事業所を管轄する労働基準監督署または労働局

雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

- ① 労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため「求職者給付」を行う。
- ② 失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。
- ③ 労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。
- ④ 労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤ 育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を図るため「育児休業等給付」を行う。
- ⑥ 労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

労災保険とは・・・

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。